

秋田県公報

目 次

告 示

- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(八一〇・秋田中央保健所)……………1
- 結核予防法による指定医療機関の指定(八一・秋田中央保健所)……………1
- 公告
- 一般競争入札の実施(情報企画課)……………1
- 特定非営利活動法人の設立の認証(地域活動支援室)三件……………2
- 県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)……………2
- 県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)……………2
- 市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)……………2
- 秋田県労働委員会委員の任命(雇用労働政策課)……………2
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(二七九・生活安全企画課)……………2
- 指定講習機関の指定(二八一・運転免許センター)……………3

告 示

秋田県告示第八十号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺田典城

名 称
所 在 地
辞退年月日

医療法人智徳会 秋田県南秋田郡五城目町字 ささき内科クリニック	秋田県南秋田郡五城目町字 上町二百七十七番地百五十二	平成十八年十一月三十一日
---------------------------------	----------------------------	--------------

秋田県告示第八十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指定年月日
ささき内科クリニック	秋田県南秋田郡五城目町字 鶴ノ木九〇番地一	平成十八年十一月一日

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 調達する役務の名称及び数量
 - ネットワーク共通利用ファイルサーバ更新業務 一式
 - (二) 調達案件の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
 - 契約締結の日から平成十九年三月三十一日(土)まで
 - (四) 履行場所
 - 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎五階情報処理室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

と。

- (三) 過去五年以内に、ネットワーク共通利用ファイルサーバと同種、同規模以上のファイルサーバ構築業務を受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県学術国際部情報企画課(電話番号〇一八八六〇一四二七三)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日

- 号) 第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十二月八日(金)から十二月十三日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十八年十二月二十二日(金) 午前十時 秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- 秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月 八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年十一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人通所センター男鹿浜辺の里

三 代表者の氏名

真 壁 直 良

四 主たる事務所の所在地

秋田県男鹿市五里合琴川字浜台六十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生産活動の場を提供し、作業訓練及び共同生活をおして、社会性を養い、地域生活に溶け込んでいけるよう支援する事業を行い、よって、地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月 八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋田はまなすの会

三 代表者の氏名

渡 邊 淳

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市新屋比内町十一番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する障がい者に対して自立支援を図るため、就労機会の提供及び社会参加の促進に関する事業を行う、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月 八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はまなす会ゆうゆう作業所

三 代表者の氏名

佐々木 建 夫

四 主たる事務所の所在地

秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山二百三十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に在住する障害者に対して、自立支援、就労支援等の機能を充実強化するため障害者自立支援法に基づきサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流する機会をおして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成十八年十一月三十日県営土地改良事業（浦田地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十八年十二月一日県営土地改良事業（八幡地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第二項の規定において準用する同法第十条第一項の規定により、大仙市から協議のあった土地改良事業（立石地区県単小規模土地改良事業）の施行について、平成十八年十一月二十九日同意したので、同法第九十六条の第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十二月八日

秋田県知事 寺 田 典 城
秋田県労働委員会委員を、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二の規定により、次のとおり任命した。
平成十八年十二月八日

一 第三十七期秋田県労働委員会委員を平成十八年十二月一日次のとおり任命した。

委員	氏 名
公益委員	阿部護二、古田重明、小西尚志、湊貴美男、赤坂薫
労働者委員	工藤雅志、宇佐美豊、米塚一成、阿部康夫、清水尚子
使用者委員	伊藤博、齋藤隆、高橋庄四郎、三浦潔、吉田和枝

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第179号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、公示する。

平成18年12月8日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 実施期間
平成19年1月16日（火）から同月19日（金）までの4日間
- 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号

<p>秋田県青少年交流センター</p> <p>4 受講定員 30人(定員に達した場合、申込みの受付を打ち切る。)</p> <p>5 受講資格者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を保有する者</p> <p>6 受講申込手続 (1) 受付期間 平成18年12月18日(月)から同月22日(金)までの午前9時から午後5時までの間</p> <p>(2) 受付場所 県内の各警察署</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 イ 旧資格者証の写し ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状</p> <p>7 講習手数料 23,000円</p> <p>8 その他 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。</p> <p>(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。</p> <p>(2) 講習には、筆記用具を持参すること。</p> <p>(3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。</p> <p>(4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課にお問い合わせること。</p> <p>秋田県公安委員会告示第181号 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき告示する。</p> <p>平成18年12月8日 秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道</p> <p>1 名称、住所及び代表者の氏名</p>		
		<p>(1) 名称 北部自動車興業株式会社</p> <p>(2) 住所 秋田県大館市根下戸新町1番45号</p> <p>(3) 代表者の氏名 富 樫 正 美</p> <p>2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地 (1) 事務所の名称 秋田北部自動車学校 (2) 事務所の所在地 秋田県大館市根下戸新町1番45号</p> <p>3 特定講習の種類 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(取消処分者講習)</p> <p>4 特定講習を開始しようとする年月日 平成18年12月11日</p> <p>5 指定講習機関の指定年月日 平成18年12月1日</p>

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄